

1月1日から延滞金の計算方法が変わりました

【延滞金とは】

地方税を納期限までに完納しない場合に、遅延利息の意味で課せられる徴収金を言います。納期限の翌日から納付までの期間に応じて計算されます。

		本 則 (注1)	特 例	基準による割合
平成27年 1月1日から 12月31日まで	納期限の翌日から 1カ月を経過するまで	7.3%	特例基準割合 +1%	2.8% (注2)
	納期限の翌日から 1カ月を経過した日以後	14.6%	特例基準割合 +7.3%	9.1% (注2)

【特例基準割合の定義】

各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規「短期貸出約定平均金利」の平均の割合に、年1%を加算した割合

【延滞金】

特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。

(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合)

※注1 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

※注2 特例基準割合を、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利 (0.8%) + 1% = 1.8%」として算出しています。

〈問い合わせ〉 役場 税務課収納係 TEL (62) 9181

消費者行政に 関する 意思表示

近年、悪質業者の手口は年々複雑かつ巧妙化しており、消費生活相談件数は年々増加しています。本村では平成22年度から専任の相談員を配置し、より高度な相談にも対応できるような相談体制をとっています。

また平成25年度からは、高森町と本村の区域内における在任者などに係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、相談業務の効率化ならびに消費生活における安全性および利便性を向上させております。

今後も継続して、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の推進、専任相談員の配置による相談体制の充実を図ってまいります。

平成27年2月2日

南阿蘇村長 長野敏也



【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
TEL (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
久木野庁舎

今回はブラックリストに載ることの影響についてお伝えします。ブラックリストに載ったからといって、就職に不利になる、勤務先に調査される、資格取得が制限されるなどの影響はありません。基本的には家族、親類等への弊害もありません。事故情報は金融機関のなかで開示されますから、影響はあくまでも個人の金融生活に限られ社会的な影響を心配することはないでしょう。

何度もカードを申し込んで審査で落ちてしまう人や、自分の事故情報を確認したい人は、個人情報情報機関への問い合わせをお勧めします。「銀行」、「信販会社」、「消費者金融」、それぞれ三つの系統の機関があり、「本人開示制度」による申し込みを受け付けています。

最近では、スマホなど、携帯機器の通信料の未払いでブラックリストに載るケースが増えてきました。それは携帯機器を分割払いで購入する人が増えているからです。分割払いは割賦販売法が適用され、信販会社にすべての情報が登録されます。したがって携帯料金が未払いになると、その中に本体代も含まれていますから、合わせて延滞となる訳です。この事故情報は契約解除後5年間残ります。意外な落とし穴です。お気をつけください。

■巡回相談日

2月10日(火) 白水保健センター相談室
2月17日(火) 長陽庁舎1階会議室
相談時間 午前10時30分～午後2時30分
専用電話 TEL (67) 2244